

## 社会保険適用拡大の対象について

従業員数が 51～100 人の企業で働くパートアルバイトの方は、2024年10月から新たに社会保険の適用対象となります。

これまで2016年10月から501人以上、2022年10月からは101～500人の企業が強制的に社会保険適用事業所に追加されてきました。いよいよ **51人以上の中小企業も義務化**されます。

### ■ 従業員の人数判定について

フルタイムで働く従業員数＋フルタイムの3/4以上の従業員数※ ≥51人

として判断します。※（1週間の所定労働時間および1か月の所定労働日数）

### ■ 新たに対象となる人の要件

以下の4つの要件を満たす方が追加で加入対象となります。

① 週の所定労働時間が20時間以上30時間未満の方

契約上20時間に満たない場合でも実労働時間が2か月連続で週20時間以上となり、今後も続く見込みの時は3か月目から加入対象となります。

② 所定内賃金が月額8万8千円以上の方  
基本給と手当の合計で判断します。

残業代のほか、通勤手当、臨時的な手当、精皆勤手当、家族手当は判定から除かれます。

③ 2か月を超えて雇用の見込がある方

④ 学生ではない方

## 贈与税の改正による相続税の影響

相続税に関する贈与の取り扱いに改正があり2024年1月1日以降の贈与から適用されます。相続が発生した場合、昨年までは被相続人の死亡前3年間において行っていた相続人への贈与について、相続税の計算に含めておりました。これを生前贈与加算といいます。この**生前贈与加算が、3年から7年に延長**となっております。

■ 贈与税の申告方法には暦年贈与と相続時精算課税という2つの方法があります。

### (1) 暦年贈与の相続税の取り扱い

暦年贈与は毎年贈与税の基礎控除として110万円までは無税です。基礎控除である110万円を超えると贈与税の申告義務と納税が発生します。110万円を超えた金額については贈与税が課税されます。その年ごとに累進課税の贈与税率がかかります。

この暦年贈与を利用したものについては、相続税申告時において相続発生日から7年間遡り相続財産に加算して相続税の申告をいたします。なお既に贈与税申告により納付した贈与税は、算出された相続税から前払い税金として控除します。

### (2) 相続時精算課税贈与の相続税での取り扱い

贈与時においては累計2,500万円まではとりあえず課税されません。相続時精算課税制度を利用した場合は贈与税の有無にかかわらず贈与が行われるたびに毎年、贈与税の申告が必要となります。累計で2,500万円を超えた贈与についてはその年以降は一律20%の贈与税がかかります。

相続時精算課税による贈与制度を一度利用するとその年以降すべての贈与について相続時精算課税による贈与対象となり、相続税申告時にすべての贈与財産が相続財産に加算されます。

なお既に贈与税申告により納付した贈与税は、算出された相続税から前払い税金として控除します。改正点としては毎年110万円の基礎控除が設けられたことです。相続時には、それまでに110万円の基礎控除利用したものを超えた分が相続税の加算対象となりました。

**基礎控除が利用できるようになったため110万円までの贈与は申告不要となりました。**

### (3) 二つの贈与方法のメリット、デメリット

贈与は早く次世代へ資産を移し、贈与を受けた次世代がその資産を使用、消費することで、経済の活性化を期待するものです。ただし贈与税率は相続税率よりも累進課税の税率が高くそのことが贈与にブレーキをかけております。

暦年贈与のメリットは、相続が発生した際に相続開始前7年（改正前は3年）を過ぎたものについて生前贈与加算は不要なことです。毎年こまめに贈与していれば7年が過ぎて生前贈与加算から外れて相続税の節税効果があったこととなります。

また暦年贈与、相続時精算課税による贈与の共通のメリットとしては贈与时点での評価を相続時に用いるため、相続時に加算されたとしても贈与当時より値上がりしている財産については、贈与时から相続までに値上がり分だけ相続時に評価差額が得したことになります。ただし値下がりした場合の考慮はありません。

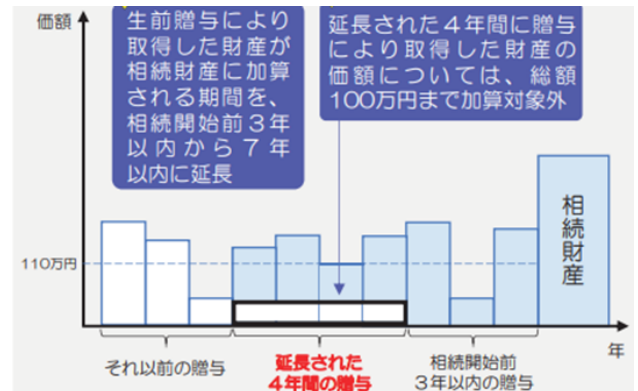
## ■ 改正に当たり追加された事項

### (1) 暦年贈与について

- ① 生前贈与加算対象期間が7年になる。
- ② 2024年（令和6年）1月1日以降に受けた贈与について、加算期間の延長を適用す

る。2027年1月以降の加算期間は順次延長していく。加算期間が7年となるのは2031年1月以降となる。

- ③ 延長となった4年分については、総額100万円まで相続財産に加算しない。



(国税庁)

### (2) 相続時精算課税制度について

- ① 暦年贈与と相続時精算課税の選択制は引き続き維持する。
- ② 相続時精算課税で受けた贈与については、暦年贈与とは別に毎年110万円までは課税しない。
- ③ 土地建物が災害で一定以上の被害を受けた場合は相続時に再計算する。
- ④ 相続時に累積額を相続財産に加算して相続税を課税する。その際に相続時精算課税を利用していた場合はそれ以降の贈与を全て管理しますが、毎年基礎控除110万円までの贈与については贈与税が課税されず、相続時にも加算されないというメリットが追加されます。

## ■ 適用スケジュールについて

2024年1月1日以降の贈与から適用されます。今年以降に贈与するものはかなりの期間残る。昨年までの贈与税については、今までどおり相続開始前3年以内の贈与が生前贈与加算対象となります。2024年1月1日以降の相続から毎年段階的に年数が加算されます。

イメージとしては以下のようになります。

相続が発生した年	遡る期間	
2022	3年	2019年贈与以降が対象
2023	3年	2020年贈与以降が対象
2024	3年	2021年贈与以降が対象
2025	3年	2022年贈与以降が対象
2026	3年	2023年贈与以降が対象
2027	3年～4年	2024年贈与以降が対象
2028	4年～5年	2024年贈与以降が対象
2029	5年～6年	2024年贈与以降が対象
2030	6年～7年	2024年贈与以降が対象
2031	7年	2024年贈与以降が対象
2032	7年	2025年贈与以降が対象

■ 暦年贈与と相続時精算課税贈与の選択

どちらの贈与が向いているのかをよく検討する必要があります。

暦年贈与の場合は評価の低いうちにまとめて贈与して、かつ、7年が経過すれば相続の対象から外れますからそれがメリットになります。贈与する方がまだまだお元気な場合は暦年贈与の効果が大きいです。

相続時精算課税制度を利用した場合の注意点は必ず相続税の申告義務が発生することです。

相続時精算課税制度を利用した場合は 2500万円までは無税であっても一気に贈与してその後、毎年の 110 万円基礎控除が利用できないと効果は薄れます。

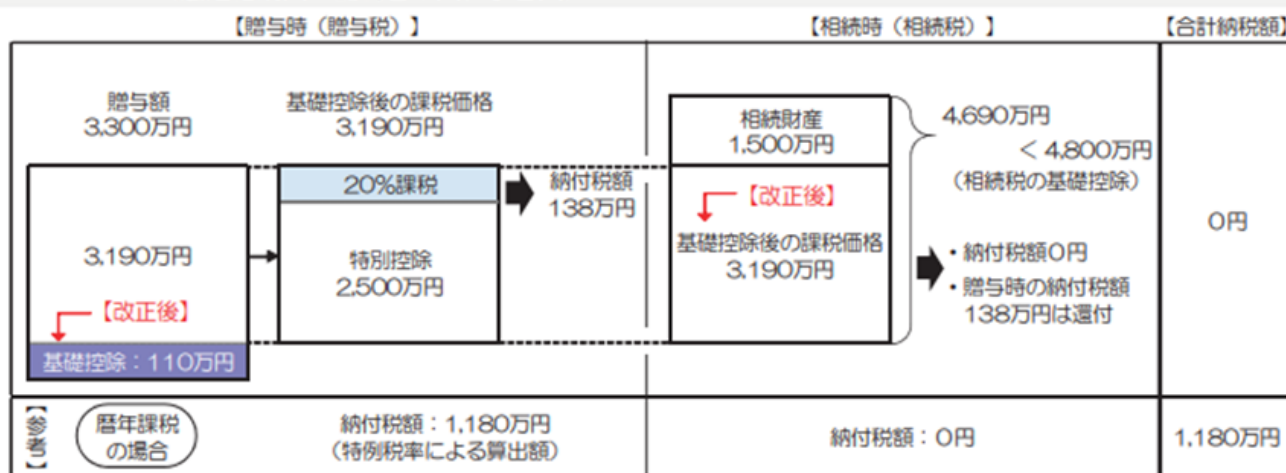
ただし改正前とは違いこちらの制度も年数をかけて贈与するほうが有利になる点が増えました。相続時精算課税制度は、一度制度を利用するとその後の贈与は相続時に全ての贈与が加算される点で、これまで利用者が少なく避けられましたが、相続までの期間が長ければ毎年の 110 万円基礎控除も利用できるため毎年長期的に贈与をする場合もこれからは選択肢として増えると思います。また贈与したい不動産物件等があるときに初年度に贈与し、その後も毎年少しずつ現金等を贈与したい場合は改正前よりだいぶ使い勝手が良くなったと思われます。

但し、贈与税はかからなくても贈与は相続ではかからない不動産取得税がかかります。登録免許税も相続と比較すると多くかかります。不動産登記費用も踏まえて贈与を検討してください。

(芝事務所：担当 山本 修)

改正後のイメージ

【計算例】 相続時精算課税を適用した贈与財産が3,300万円、相続財産が1,500万円である場合  
(法定相続人：配偶者1人、子2人)



(国税庁)